

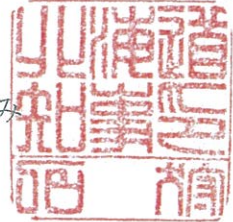
産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 札幌市東区丘珠町647番地5
氏 名 北海道衛生工業株式会社 代表取締役 岡村 龍一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成25年11月15日
許可の有効年月日 平成32年11月14日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- (昭和63年4月1日 新規許可【小樽市】)
- 平成6年4月1日 許可の更新【小樽市】
- 平成9年3月28日 変更許可(廃酸、廃アルカリ、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿の追加。)
- 平成9年4月28日 変更許可(廃酸、廃アルカリ、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿の追加。)**【小樽市】**
- 平成11年4月1日 許可の更新【小樽市】
- 平成11年10月5日 変更許可(燃え殻、廃油、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじんの追加。)
- 平成16年4月1日 許可の更新【小樽市】
- 平成18年4月1日 小樽市より移管
- 平成19年2月20日 許可の更新
- 平成23年5月12日 変更許可(石綿含有産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に限る。)
の追加。)
- 平成24年2月20日 許可の更新
- 平成25年11月15日 許可の更新

5. 積替え許可の有無

尙・**無**

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

尙・**無**